

◎新潟県告示第391号

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（合格証の再交付）</p> <p>第10条 <u>省令第25条第1項に規定する修業試験に合格した旨の証明書（以下「合格証」という。）を亡失し、又は毀損したときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</u></p> <p><u>2</u> （略）</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">受 講 願</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>（略）</p> <p>第2号様式（第10条関係）</p> <p>家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>（略）</p> <p>第3号様式（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">家畜人工授精師修業試験受験願</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">（合格証）</p> <p>第10条 <u>試験に合格した者の氏名は、県報に登載して公示し、その者に対して合格証を交付する。</u></p> <p><u>2</u> <u>合格証を亡失又はき損したときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">受 講 願</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊞</u></p> <p>（略）</p> <p>第2号様式（第10条関係）</p> <p>家畜人工授精師修業試験合格証再交付申請書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊞</u></p> <p>（略）</p> <p>第3号様式（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">家畜人工授精師修業試験受験願</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>㊞</u></p> <p>（略）</p>